

農大生等現地研修支援事業補助金交付要綱

制定 令和6年5月22日

(目的)

第1条 この事業は、萩市内の農業の担い手を確保するため、萩市内で農業研修を行う山口県立農業大学校生及びやまぐち就農支援塾研修生に対し、農業研修に要する宿泊費及び施設使用料等（以下、「宿泊費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付し、もって本市の農業の担い手の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 研修生

萩市内で農業研修を行う山口県立農業大学校生及びやまぐち就農支援塾研修生をいう。

(2) 農業研修

山口県立農業大学校又はやまぐち就農支援塾の研修計画に基づき、萩市内の農地所有適格法人等の農業経営体（以下「研修受入先」という。）の指示の下で実際の生産活動に従事しながら、就農に必要とされる実践的な技術、技能及び知識を身につける農業体験及び農業研修のことをいう。

(3) 宿泊施設

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けて旅館業を営む施設、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する届出をして、同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む施設、山口型小規模農林漁業体験民宿認定要綱（平成17年10月1日制定）第4条に規定する認定を受けた体験民宿、農山漁村生活体験ホームステイ実施要綱（平成20年6月4日制定）第11条に規定する届出を行った受入地域協議会に登録された受入農林漁家、萩市新規就農者等研修滞在施設、萩市お試し暮らし住宅、宿泊機能を有した公共施設等のいずれかに該当する萩市内の施設とする。

(4) 休日

研修受入先において、労働の義務がない日として就業規則等により定められている日をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助金の交付の対象となる研修は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 補助金の交付の対象となる経費は、別表第3に定めるとおりとする。
- 4 補助金の額は、別表第4に定めるとおりとする。

5 前項の経費に対し、他の補助金等を受けている場合又は受ける予定の場合は、交付の対象としないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、市長が別に定める期日までに、別記第1号様式の交付申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、別記第2号様式により、その決定の内容及びこれに付された条件を通知する。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助事業者は、前条の規定による通知に基づき、別記第3号様式の補助金請求書を市長に提出するものとする。

2 補助金は、精算払により交付する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月22日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

区分	要件
補助事業者	<p>(1) 山口県立農業大学校生又はやまぐち就農支援塾研修生であること。</p> <p>(2) 研修受入先から給与等（交通費、宿泊費を含む）の支払いを受けていないこと。</p> <p>(3) 山口県立農業大学校を卒業後又はやまぐち就農支援塾研修終了後、萩市内で農業に従事する意向があること。</p> <p>(4) 就農状況等の調査に事業終了後も協力すること。</p>

別表第2（第3条第2項関係）

区分	備考
農業研修	<p>(1) 山口県立農業大学校又はやまぐち就農支援塾の研修計画に基づき萩市内の研修受入先で実施される農業研修とする。</p> <p>(2) 連続した2日間以上の農業研修とし、1日当たりの研修時間はおおむね8時間とする。</p> <p>(3) 研修期間に休日を含む場合は、休日を除いた日数が2日間以上の場合とする。</p> <p>(4) 居住地から農業研修の実施場所までの間の移動に要する日は、半日以上農業研修に従事した場合に1日として日数に含めるものとする。</p>

別表第3（第3条第3項関係）

区分	内容
宿泊費	<p>(1) 宿泊先は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けて旅館業を営む施設、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する届出をして、同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む施設、山口型小規模農林漁業体験民宿認定要綱（平成17年10月1日制定）第4条に規定する認定を受けた体験民宿、農山漁村生活体験ホームステイ実施要綱（平成20年6月4日制定）第11条に規定する届出を行った受入地域協議会に登録された受入農林漁家、萩市新規就農者等研修滞在施設、萩市お試し暮らし住宅、宿泊機能を有した公共施設等のいずれかに該当する萩市内の施設とする。</p> <p>(2) 研修計画の都合により前泊した場合及び研修受入先の休日に係る宿泊費を含む。</p> <p>(3) 宿泊費に朝食代、夕食代が含まれている場合は、宿泊費からその額を減額する。ただし、金額が不明な場合は朝食分として1,000円、夕食分として1,500円を減額する。</p>

別表第4（第3条第4項関係）

補助金の額
<p>1泊につき上限6,000円とし、1人につき、研修1回あたり180,000円（30泊分）を限度とする。</p> <p>ただし、1泊当たりの宿泊費が6,000円に満たない場合は、実額とする。</p> <p>また、算出された額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>